

関西大学 客員教授講演会

憲法に緊急事態条項は必要か

アンサー法律事務所 所長

永井 幸寿 氏

憲法に緊急事態条項を設けるべきかについてお話しします。災害やコロナ、更にウクライナのような外国の侵略等の緊急事態のために緊急事態条項が必要かとも考えられますが、他方で緊急事態条項は権力の濫用や人権侵害を招く危険な性質があります。日本の法制度や歴史、外国の例や、コロナ・災害対策等の具体的な事例から検討します。

6月16日(木) 13:00~14:30

関西大学 高槻ミュージーズキャンパス
西館5階 ミューズホール

申込不要
入場無料



永井 幸寿(ながい こうじゅ)氏 プロフィール

2017年衆議院憲法審査会で参考人意見陳述、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・緊急時法制PT座長、日本災害復興学会監事、著書に「憲法に緊急事態条項は必要か」(岩波書店)ほか多数

※ コロナ感染状況によってはオンライン開催または中止となる可能性がありますのでHPをご確認ください。

■事務局 関西大学社会安全学部 http://www.kansai-u.ac.jp/Fc_ss/
〒569-1098 高槻市白梅町7番1号 TEL 072-684-4000

車やバイクでのご来場はご遠慮願います。公共交通機関をご利用ください。キャンパス内は、一部を除き全面禁煙です。ご協力をお願いいたします。